

●「高額療養費」の記述について

203 ページの「6 高額療養費」の項で掲載した金額などは、2025（令和 7）年 8 月から適用されることがいったん決定していたが、国会審議の中で適用時期が先送りされた。今後の動向について読者には政府広報・報道に注意してほしい。

本書（第 57 版）203 ページの「6 高額療養費」の項で掲載した金額などの記述は、政府内で閣議により決定され、2025（令和 7）年 3 月に衆議院でも令和 7 年度予算案として可決されたもので、読者が大学・専門学校を卒業したあとを見すえて書いた。しかし、参議院で令和 7 年度予算案を審議するなかで、日本国憲法のもとではじめて参議院で予算案が修正され、それが衆議院で同意されて 2025（令和 7）年 3 月 31 日に令和 7 年度政府予算として成立した。この修正に伴い、現版で示した高額療養費の基準額の適用を 8 月から先送りし、2025（令和 7）年秋に結論を出すことになった。

そこで、本文中にある数値について、2025（令和 7）年 4 月時点で適用されているものが当分は引きつづき適用され、以下に記すように行われるので注意してほしい。

- ・ 203 ページ「6 高額療養費」の項 5～6 行目：「29 万 400 円、18 万 8400 円、8 万 8200 円、6 万 600 円、3 万 6300 円」は、それぞれ「25 万 2600 円、16 万 7400 円、8 万 100 円、5 万 7600 円、3 万 5400 円」となる。
- ・ 204 ページ 2 行目：「8 万 8200 円の段階」は、「8 万 100 円の段階」とし、「医療費が 29 万円をこえたとき」は、「医療費が 26 万 7000 円をこえたとき」とする。
- ・ 204 ページ 4 行目の計算式を次の式に読みかえる。

$$80,100 \text{ 円} + (\text{かかった医療費} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\%$$

●補足

高額療養費は健康保険法第 115 条により規定された制度で、同条第 2 項で金額は健康保険法施行令に委任されている。同施行令第 41 条～43 条において上記の具体的な金額が決められている。つまり高額療養費の基準額は政府内で閣議によって決められるもので、2025 年秋に適用時期などの結論が出ると、同施行令は改正される。

本書のはしがき 4 ページに書いているように、数値などは変更されるものであり、医療の現場では最新のものを使うように注意してほしい。